

函 福 生 総
令和 8 年(2026 年) 4 月 10 日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 生活保護費の不正受給について

(福祉事務所生活支援総務課)

生活保護費の不正受給について

生活保護費の不正受給事案として函館中央警察署に被害届を提出していた生活保護受給者（60歳代女性）が、令和8年4月9日付けで詐欺罪の容疑で逮捕されました。

不正受給は、生活保護行政に対する市民の信頼を損ねかねない行為であり、許しがたいものであります。

市といたしましては、今後も生活保護行政の適正かつ厳格な運営に取り組んでまいります。

1 事案の概要

当該生活保護受給者は、令和7年4月18日付けで生活困窮を理由に、実兄と同居の2人世帯として生活保護の申請を行い生活保護費を受給していたが、受給開始時点で実兄が既に死亡していた事実を隠して、実兄の生活費等を含めた過大な生活保護費を不正に受給していたことが判明したことから、令和8年4月6日付けで被害届を提出していたものである。

2 不正受給期間

令和7年4月18日から令和8年3月20日まで

3 不正受給額

526,213円